

# Association Profile

---

組合案内



## 協同組合広域情報センター

<http://kouiki-info.or.jp>

# 外国人技能実習生受入れのための監理団体事業

## 外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が評価され、これを原型として1993年に制度化されたものです。

技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。

## 技能実習制度の状況

法務省の統計によると、2023年12月末、日本に在留する技能実習生の在留者数は404,556人です。技能実習生の国籍別では、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジア、モンゴル、スリランカ、ラオス、インド、バングラデシュ、ブータン、パキスタン、ウズベキスタン等の約15ヶ国となっています。

## 技能実習法の概要

2017年11月1日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行されました。

技能実習法には、制度の目的・趣旨の基本理念として、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と記されています。

### 技能実習の適正な実施

- ① 技能実習計画の認定制
- ② 実習実施者（日本の企業等）の届出制
- ③ 監理団体（団体）の許可制
- ④ 認可法人「外国人技能実習機構（法務省及び厚生労働省所管）」の新設

※機構の主な業務は、技能実習計画の認定、実習実施者（3年に1度）・監理団体（1年に1度）に対する実地検査、各種届出の受理、相談・援助業務等があります。

## 技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、企業単独型（※日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式）と団体監理型（※事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式）の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）に分けられます。

送出し国			1年目		2年目	3年目	一時帰国 (1ヶ月以上)	4年目	5年目	帰国
求人及び求職	面接	入国準備と入国前講習	技能実習1号口 (修得)		技能実習2号口 (習熟)			技能実習3号口 (熟達)	実習 ※91職種167作業 ※優良な実習実施者に 限定した拡充措置	
			入国後講習 (約1ヶ月)	実習 (約11ヶ月)	実習 ※91職種167作業					
技能実習計画認定 在留資格認定証明書交付			在留資格変更		在留期間更新 在留資格変更又は取得			在留期間更新		
技能評価試験			基礎級(初級)受験 (入国1年目)		3級(専門級)受験 (入国3年目)			2級(上級)受験 (入国5年目)		
							一時帰国(1ヶ月以上1年未満)			

## 技能実習計画の認定制について

技能実習法に基づき、技能実習を行わせようとする者（実習実施者）は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習の区分に従い、技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構から認定を受ける必要があります。

また、第1号技能実習を開始するためには、技能実習計画の認定後に、法務省地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行い、交付を受ける必要があります。

## 技能実習2号移行対象職種・作業について【別紙参照】

第1号技能実習での受入れは、同一作業の反復のみの単純作業でなければ、職種・作業に制限はありませんが、**第2号技能実習もしくは第3号技能実習に移行が可能な職種・作業（移行対象職種・作業）は主務省令で定められています。令和6年9月30日現在は、91職種167作業です。**

移行対象職種・作業についての技能実習計画の審査基準は、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすることが必要です。

## 技能検定又は技能実習評価試験について

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、**技能実習生本人が所定の技能評価試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格していることが必要です。**

所定の技能評価試験(学科又は実技)に不合格となった場合は、**各級それぞれ1回ずつ再受験**が認められています。

## 「優良」な実習実施者・監理団体について【別紙参照】

実習実施者が第3号技能実習を行うためには、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請の際に「優良要件適合申告書（実習実施者）」を提出し、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合している実習実施者として、外国人技能実習機構から優良認定を受ける必要があります。

## 技能実習生の人数枠

### 団体監理型の人数枠

実習実施者の常勤職員総数	基本人数枠			優良基準適合者				
	第1号 (1年間)	第2号		第1号 (1年間)	第2号		第3号	
		2年目	3年目		2年目	3年目	4年目	5年目
301人以上	常勤職員数の5%	基本人数枠 の最大2倍		基本人数枠 の最大2倍	基本人数枠 の最大4倍		基本人数枠 の最大6倍	
201人～300人	最大 15人							
101人～200人	最大 10人							
51人～100人	最大 6人	第2号技能実習生 常勤職員数の総数の2倍 を超えてはならない		第1号技能実習生 常勤職員数の総数 を超えてはならない	第2号技能実習生 常勤職員数の総数の2倍 を超えてはならない		第3号技能実習生 常勤職員数の総数の3倍 を超えてはならない	
41人～50人	最大 5人							
31人～40人	最大 4人							
3人～30人	最大 3人							
2人	最大 2人	第2号技能実習生 常勤職員数の総数の2倍 を超えてはならない		第1号技能実習生 常勤職員数の総数 を超えてはならない	第2号技能実習生 常勤職員数の総数の2倍 を超えてはならない		第3号技能実習生 常勤職員数の総数の3倍 を超えてはならない	
1人	最大 1人							

※実習実施者の常勤職員総数には、技能実習生及び1号特定技能外国人は含まれません。

※建設関係(22職種33作業)は、技能実習生の総数が実習実施者の常勤職員の総数を超えることはできませんが、優良な実習実施者・監理団体については要件が免除されます。

## 実習実施者(受入れ企業)の責務

### (1) 責任者の選任 (①②③は兼任可能)

- ① **技能実習責任者** (技能実習の実施に関する責任者)  
過去3年以内に技能実習責任者に対する講習(養成講習機関が実施する講習)を修了した者  
技能実習に関与する職員を監督する事が出来る立場にある常勤の役員又は職員の中から、1~2名を選任して下さい。
- ② **技能実習指導員** (技能実習生の実習指導を担当)  
修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役員又は職員の中から、技能実習生の受入れ人数、実習時間帯や実習場所の数に応じた人数を選任して下さい。
- ③ **生活指導員** (技能実習生の生活指導を担当)  
常勤の役員又は職員の中から、技能実習生の受入れ人数に応じた人数を選任して下さい。

### (2) 日本人との同等報酬等

報酬の額(給与)が日本人と同等以上であることを説明出来る書類を添付し、実習実施者が説明できること。

### (3) 技能実習生に対する適切な待遇の確保

- ① **適切な宿泊施設(寮)の確保(借上げアパート可)**  
※寝室は1人当たり4.5㎡(=1.36坪=2.71畳(中京間))以上(床の間・押入を除く)  
※トイレ・洗面所・洗濯場・浴場・キッチン・窓・エアコンは必須。
- ② **住宅費(寮費)の控除について**  
※自己所有物件の場合  
・実際に建設・改築等に要した費用(土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。)、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額。  
※借上物件の場合  
・借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。)を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額。  
・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が実習実施者と同一視できる場合には、自己所有物件とみなすこととなります。
- ③ **水道光熱費及び通信費(Wifi代)などの控除について**  
※控除額は、実費を超えず額が適正であること。
- ④ **実習生のための生活必需品の準備(新品又は中古可)**  
※電化製品(冷蔵庫・電子レンジ・電気ポット・炊飯器・洗濯機・掃除機・扇風機・照明器具)、テーブル、いす、私有物収納設備(鍵付きロッカー)、食器、調理器具及び道具、掃除道具、布団、カーテン、各種物置台、自転車など。

## 技能実習生候補生の面接会

### 面接会の内容

- ① 選考方法(現地面接・WEB面接・書類選考・その他)
- ② 試験内容(試験内容は、学科試験・実技試験・体力試験・口頭試験・その他)
- ③ 学科試験(学科試験は、計算試験・適性試験・シール貼り試験・その他)
- ④ 実技試験(受入れ職種及び作業に基づいて、実習実施者の希望に基づいた内容の試験)
- ⑤ 体力試験(体力試験は、腕立て・腹筋・フットサル・その他)
- ⑥ 口頭試験(通訳者同席の上、応募者履歴書及び各試験の結果を用いて行います)

### 合格者決定後

- ⑦ 実習内容説明(通訳者同席の上、実習実施者の実習内容の説明を行います)
- ⑧ 雇用契約締結(通訳者同席の上、技能実習のための雇用契約書及び雇用条件書の説明を行います)

## 監理団体(当組合)による監査及び訪問指導について

### 監 査

監査は、監理責任者の指揮の下で、**第1号から第3号技能実習の期間(合計5年間)は、3か月につき少なくとも1回以上**、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況の確認を行うことです。

- ① 技能実習の実施状況を実地に確認すること
- ② 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
- ③ 技能実習生の4分の1以上と面談すること
- ④ 実習実施者の事業所の設備、帳簿書類等を閲覧すること
- ⑤ 技能実習生ごとに従事させた業務や指導の内容が記録された「技能実習日誌」を閲覧すること
- ⑥ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境を確認すること

### 訪問指導

訪問指導とは、**第1号技能実習(最初の1年間)の場合**に、監査とは別に、監理責任者の指揮の下、**1か月につき少なくとも1回以上**、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況を実地に確認するとともに、認定された技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせるよう必要な指導を行うことです。

## 実習実施者(受入れ企業)の受入れに伴うリスク

- ① 入国不可(面接会内定後の辞退・傷害・疾病・申請が不認定、不交付又は不発給)
- ② 行方不明及び失踪
- ③ 途中帰国(自己都合退職・解雇・技能評価試験不合格・申請が不認定又は不許可)
- ④ 実習継続不可(就労中及び就労外の死亡を含む傷害・疾病)
- ⑤ 技能実習生の日常生活上のトラブル(他人の物を壊す、他人を怪我させる)
- ⑥ 技能実習生からの訴訟(使用者賠償責任)

## 写真で見る技能実習生の入国から帰国までの流れ



面接会  
(現地)



面接会  
(Web)



入国前講習(送出し国)



入国後講習(日本国)



配属後、技能実習



技能検定・技能実習評価試験



監査・訪問指導



# 生活者としての外国人のための日本語教育事業

## 技能実習生の入国後講習

技能実習生の受入れにあたっては、監理団体が講習を行うことが技能実習法によって義務づけられています。講習の時間数および内容は下記の通りです。

入国後講習の時間数については、「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」です。但し、過去6か月以内に、日本国外において、下記の①、②又は④に掲げる科目につき、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程を有し、座学により入国前講習が実施された場合とする。

## 入国後講習のカリキュラム(期間:約1ヶ月、講習時間:160時間以上)

	内 容	講習内容	使用教材
①	日本語 (76時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇挨拶の練習</li> <li>◇聞きとり練習</li> <li>◇長さや重さの表現</li> <li>◇色と形の表現</li> <li>◇感覚の表現</li> <li>◇物の数え方</li> <li>◇数字の数え方</li> <li>◇元号・西暦・月・日付・曜日の数え方</li> <li>◇からだの言葉</li> <li>◇方言(関西弁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇技能実習生のための日本語「みどり」I</li> <li>◇技能実習生のための日本語「みどり」II</li> <li>◇日本語初級①大地(CD付)</li> <li>◇にほんごチャレンジN4ことば</li> <li>◇日本語能力試験スーパー模試N4・N5(CD付)</li> <li>◇日本語能力試験公式問題集N4・N5(CD付)</li> <li>◇にほんご100時間&lt;練習問題集&gt;</li> <li>◇たのしい読みもの55</li> <li>◇いっぽ にほんごさんぽ 暮らしのにほんご 教室 初級2(CD付)</li> <li>◇できる日本語 初級(CD付)</li> <li>◇楽しく聞こうI(CD付)</li> <li>◇新にほんご500問N4・N5</li> <li>◇文法まとめリスニング初級②(CD付)</li> <li>◇日本の生活案内</li> <li>◇技能実習生手帳</li> </ul>
②	日本での生活一般に関する知識 (38時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇礼儀と節度</li> <li>◇住宅の利用</li> <li>◇食事とエチケット</li> <li>◇ゴミの出し方</li> <li>◇ショッピングの注意</li> <li>◇交通ルールと交通機関(電車乗車)</li> <li>◇銀行と郵便局</li> <li>◇宅配便</li> <li>◇カード社会(送金カード)</li> <li>◇円と為替</li> <li>◇四季の生活</li> <li>◇カレンダーと行事</li> <li>◇日本人と宗教(神社参拝)</li> <li>◇印鑑の社会</li> <li>◇公共施設の有効利用</li> <li>◇警察と交番制度(交通安全講習)</li> <li>◇消防署と消火器</li> <li>◇地震と台風</li> <li>◇病気やケガをしたとき</li> <li>◇社会保険と労働者災害補償保険</li> <li>◇所得税と住民税</li> </ul>	
③	出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇入管法令</li> <li>◇労働関係法令</li> <li>◇技能実習法令</li> <li>◇不正行為</li> <li>◇安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本の出入国管理及び技能実習制度の概要テキスト</li> <li>◇労働関係法令等テキスト</li> <li>◇技能実習生手帳</li> </ul>
④	日本での円滑な技能等の修得等に資する知識 (38時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇実習実施者の紹介</li> <li>◇実習実施者の実習実施予定表の理解</li> <li>◇実習実施者の設備・機械・器具・素材・材料等の理解</li> <li>◇報告・連絡・相談のやり方</li> <li>◇5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の実践</li> <li>◇指示を聞いて動く練習</li> <li>◇技能講習及び特別教育の受講(対象者のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇技能実習計画(実習実施予定表)</li> <li>◇実習実施者作成の用語集</li> <li>◇職種別技能実習(研修)テキスト</li> <li>◇外国人技能実習生のための専門用語対訳集</li> <li>◇外国人研修生におけるトレーニングテキスト</li> <li>◇技能講習及び特別教育のテキスト</li> </ul>

# 入国後講習カリキュラム（学習テーマごとに座学とロールプレイング）

- |  |                              |
|--|------------------------------|
| ①自分の個人情報を開く・話す・読む・書く 編                                 | ②元号・西暦・月・日付・曜日・物・数字等の数え方 編   |
| ③長さ・重さ・色・形・感覚の表現 編                                     | ④からだの言葉と報告・連絡・相談の言葉 編        |
| ⑤質問・聞き取り・回答の練習 編                                       | ⑥指示を聞いて動く練習 編                |
| ⑦5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の言葉 編                              | ⑧漢字と安全標語・安全ポスター・安全標識 編       |
| ⑨方言（関西弁ほか） 編   | ⑩日本語能力試験（JLPT）の模擬試験 編        |
| ⑪住宅の利用・近所付き合いの方法・掃除とゴミの出し方・服装と頭髪のマナー・NHKの対応方法 編        |                              |
| ⑫パスポート・在留カード・金融機関の通帳及びカード・送金カード等の使用方法、紛失時の手続き及び再発行方法 編 |                              |
| ⑬買い物実習・公共交通機関の利用方法とマナー 編                               | ⑭病気や怪我をした時の病院の受診方法・健康診断の受診 編 |
| ⑮災害発生時の対応とハザードマップ（津波・高潮・土砂災害・浸水）の確認 編                  |                              |
| ⑯法的保護講習（日本の出入国管理及び技能実習制度の概要と労働関係法令等） 編                 |                              |
| ⑰警察講習（交通安全と防犯・犯罪に関して）・警察の職務質問への対応方法 編                  |                              |
| ⑱安全衛生対策と労働災害防止対策（技能講習及び特別教育の受講） 編                      |                              |
| ⑲職場での報告・連絡・相談とトラブル対応 編                                 | ⑳技能実習計画と実習実施予定表の理解 編         |
| ㉑技能検定及び技能評価試験対策（学科） 編                                  | ㉒技能検定及び技能評価試験対策（実技） 編        |

## 日本語教師

## 対面授業 担当

## Web授業 担当



**岡田**

・日本語教師養成講座  
420時間修了



**滝本**

・日本語教育能力検定  
試験合格  
・日本語教師養成講座  
420時間修了



**奥野**

・日本語教員養成課程  
修了（大学）



**山野**

・日本語教師養成講座  
420時間修了



**佐藤**

・日本語教師養成講座  
420時間修了

## 写真で見る日本語学習センターの様子



**教室**



**教室**



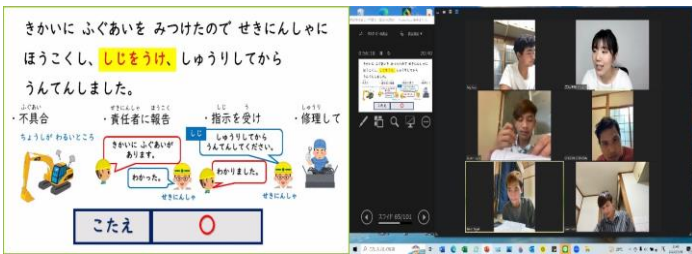
**寮**



**寮**



**対面授業**



**Web授業**



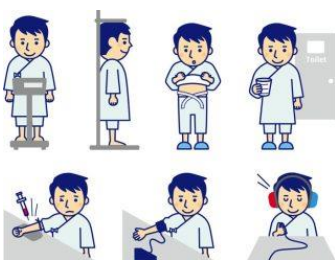
**法的保護講習**



**警察講習**



**食事指導**（管理栄養士）



**健康診断**



**技能講習**（対象者のみ）

# 1号特定技能外国人受入れのための登録支援機関事業

## 在留資格「特定技能」とは

在留資格「特定技能」の創設等を目的とした「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が、国会において可決・成立し、**2019年4月1日**から特定技能外国人の受入れが可能となりました。

制度の目的・趣旨は、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、**生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組み**を構築するものです。

## 分野別(16分野)の協議会について

※制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置しています。

※**特定技能外国人を受入れる全ての特定技能所属機関（受入れ機関）は、協議会の構成員になることが必要です。**

## 在留資格「特定技能1号」と「特定技能2号」について

特定技能1号	
在留資格	特定産業分野に属する <b>相当程度の知識又は経験を必要とする技能</b> を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留期間	・1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 ・ <b>通算で上限5年まで</b>
技能水準	・試験等で確認 ・ <b>技能実習2号を修了した外国人は試験等免除</b>
日本語能力水準	・生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 ・ <b>技能実習2号を修了した外国人は試験免除</b>
家族の帯同	基本的に認めない
支援	登録支援機関による支援の対象
受入れ分野 (特定産業分野)	16分野 ①介護 ②ビルクリーニング ③工業製品製造業 ④建設 ⑤造船・船用工業 ⑥自動車整備 ⑦航空 ⑧宿泊 ⑨自動車運送業 ⑩鉄道 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業 ⑮林業 ⑯木材産業

特定技能2号	
在留資格	特定産業分野に属する <b>熟練した技能</b> を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留期間	・3年、1年又は6ヶ月ごとの更新 ・ <b>更新回数に制限なし</b>
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者・子）
支援	登録支援機関による支援の対象外
受入れ分野 (特定産業分野)	11分野 ②ビルクリーニング ③工業製品製造業 ④建設 ⑤造船・船用工業 ⑥自動車整備 ⑦航空 ⑧宿泊 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業



分野所管		特定産業分野 受入れ見込数 合計 820,000 人	技能試験	日本語試験	従事する業務
1	厚生労働省	介護 135,000 人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	○身体介護等 (利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務 (レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注) 訪問系サービスは対象外 [1 業務区分]
		ビルクリーニング 37,000 人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		○建築物内部の清掃 [1 業務区分]
3	経済産業省	工業製品製造業 ※1 173,300 人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上)	○機械金属加工 ○電気電子機器組立て ○金属表面処理 ○紙器・段ボール箱製造 ○コンクリート製品製造 ○RPF製造 ○陶磁器製品製造 ○印刷・製本 ○繊維製品製造 ○縫製 [10 業務区分]
4	国土交通省	建設 80,000 人	建設分野特定技能1号評価試験等		○土木 ○建築 ○ライフライン・設備 [3 業務区分]
5		造船・船用工業 ※2 36,000 人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	○造船 ○船用機械 ○船用電気電子機器 [3 業務区分]	
6		自動車整備 10,000 人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等	○自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1 業務区分]	
7		航空 4,400 人	航空分野特定技能1号評価試験	○空港グランドハンドリング (地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ○航空機整備 (機体、装備品等の整備業務等) [2 業務区分]	
8		宿泊 23,000 人	宿泊分野特定技能1号評価試験	○宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1 業務区分]	
9		自動車運送業 ※4 24,500 人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	○トラック運転者 ○タクシー運転者 ○バス運転者 [3 業務区分]	
10		鉄道 ※4 3,800 人	鉄道分野特定技能1号評価試験等	○軌道整備 ○電気設備整備 ○車両整備 ○車両製造 ○運輸係員 (駅係員、車掌、運転士) [5 業務区分]	
11		農林水産省	農業 78,000 人	1号農業技能測定試験	○耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ○畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2 業務区分]
12	漁業 17,000 人		1号漁業技能測定試験	○漁業 (漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ○養殖業 (養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫 (穫) ・処理、安全衛生の確保等) [2 業務区分]	
13	飲食料品製造業 ※3 139,000 人		飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	○飲食料品製造業全般 (飲食料品 (酒類を除く) の製造・加工、安全衛生) [1 業務区分]	
14	外食業 53,000 人		外食業特定技能1号技能測定試験	○外食業全般 (飲食物調理、接客、店舗管理) [1 業務区分]	
15	林業 ※4 1,000 人		林業技能測定試験	○林業 (育林、素材生産等) [1 業務区分]	
16	木材産業 ※4 5,000 人		木材産業特定技能1号測定試験	○製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1 業務区分]	

※1 分野名を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業」に変更、業種を追加。  
新規追加業種では1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

※2 区分を整理し、造船・船用工業に必要な各種作業を新区分に追加。新区分でも2号特定技能外国人が受入れ可能。

※3 食料品スーパーマーケットにおける惣菜等の製造も可能とした。新たな業務においても2号特定技能外国人が受入れ可能。

※4 新規分野については、1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

## 特定技能所属機関(受入れ機関)とは

特定技能所属機関とは、特定技能外国人を実際に受入れ、支援及び雇用する企業・個人事業主等のことです。特定技能所属機関は外国人材と雇用契約（「特定技能雇用契約」という）を結びます。特定技能外国人は、**労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、週労働時間が30時間以上の「フルタイム」で雇用される一般の労働者**をいいます。

## 特定技能所属機関(受入れ機関)の責務

### (1) 1号特定技能外国人に対する支援

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするため、**所要の基準を満たす特定技能外国人支援計画を作成し、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を適正に実施しなければなりません。**

なお、特定技能所属機関は契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができます。

### (2) 非自発的離職者を発生させていないこと

特定技能所属機関には、**特定技能雇用契約の締結日より前の1年以内に、受け入れる特定技能外国人が就く業務と同種の業務に従事していた労働者を、1名でも非自発的離職させていないことが求められます。**

※締結日以降に非自発的離職者が発生した場合もこの基準に不適合となり、特定技能所属機関がすでに受入れている特定技能外国人の受入れ資格を失う可能性があります。

※同種の業務が要件ですので、受け入れる業務とは異なる業務に就いていた労働者は該当しません。又、フルタイムの従業員が対象となるため、パートタイムやアルバイトの従業員も該当しません。

※労働者には、外国人労働者はもちろん、日本人労働者も該当します。

※非自発的離職には、普通解雇だけでなく、希望退職の募集や退職勧奨も該当します。定年退職や自己都合退職の場合は該当しません。

### (3) 日本人との同等報酬等

報酬の額（給与）が日本人と同等以上であることを説明出来る書類を添付し、特定技能所属機関が説明できること。

### (4) 一時帰国の為の休暇取得の配慮

特定技能外国人が一時帰国を希望した場合は、必要な有給休暇を取得させること。  
有給休暇を取得していない又は使い切っている場合は、無給休暇を取得させること。

### (5) 特定技能外国人に対する適切な待遇の確保

#### ① 適切な宿泊施設（寮）の確保（借上げアパート可）

※居室は1人当たり7.5㎡（＝2.26坪＝4.52畳(中京間)）以上

※居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい、ロフト等はこれに含まれないものとする。

※ただし、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能外国人が既に確保している宿泊施設（寮）に居住することを希望する場合を除く。

#### ② 住宅費（寮費）の控除について

※自己所有物件の場合

・実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額。

※借上物件の場合

・借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額。

・特定技能所属機関の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が特定技能所属機関と同一視できる場合には、自己所有物件とみなすこととなります。

#### ③ 水道光熱費及び通信費（W i f i 代）などの控除について

※控除額は、実費を超えず額が適正であること。

#### ④ 特定技能外国人のための生活必需品の準備（新品又は中古可）（有償又は無償）

※電化製品（冷蔵庫・電子レンジ・電気ポット・炊飯器・洗濯機・掃除機・扇風機・照明器具）、テーブル、いす、私有物収納設備（鍵付きロッカー）、食器、調理器具及び道具、掃除道具、布団、カーテン、各種物置台、自転車など。

## 登録支援機関とは

登録支援機関とは、**特定技能所属機関から委託を受け、1号特定技能外国人支援計画の全ての業務を実施する者**のことです。特定技能所属機関は、特定技能1号外国人に対し支援を行わなければなりません、その支援を全て委託することができます。委託を受けた機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることで、「登録支援機関」となることができます。

## 登録支援機関(当組合)の責務

- ① 1号特定技能外国人に対する支援を適切に実施すること（下記の10項目）
- ② 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと  
特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能雇用契約や1号特定技能外国人支援計画等に関する各種届出が義務付けられており、届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象となる。
- ③ 支援責任者（常勤又は非常勤）及び1名以上の支援担当者（常勤）を選任していること  
※支援責任者（支援担当者を監督する立場にある者）  
※支援担当者（1号特定技能外国人支援計画に沿った支援を行うことを任務とする者）

## 1号特定技能外国人に対する支援の概要【義務的支援】

### ① 事前ガイダンスの提供

※雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明（3時間程度）



### ② 出入国する際の送迎

※入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
※帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



### ③ 住居確保・生活に必要な契約支援

※連帯保証人になる・社宅を提供する等  
※銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



### ④ 生活オリエンテーションの実施

※円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



### ⑤ 公的手続等への同行

※必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



### ⑥ 日本語学習の機会の提供

※日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



### ⑦ 相談・苦情への対応

※職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



### ⑧ 日本人との交流促進

※自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



### ⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

※受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



### ⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

※支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



# 高速道路料金支払専用法人ETCカードの共同精算事業

## ETCコーポレートカード

## 大口・多頻度割引



### ETCコーポレートカードの概要

- 組合が西日本高速道路(株)から大口・多頻度割引制度利用の承認を受け、組合が予め定める要件を満たされる組合員各位に貸与するETC専用カード

#### カード作成車両の対象

- 車検証使用者名義が、法人の場合は会社名義、個人事業主の場合は、代表者名義のみ作成可能
- 車載器取付け車両1台につきカード1枚作成可能
- カード上に刻印された車両番号の車両のみ利用可能

#### お支払い方法

- 毎月末日締め、翌々月6日の口座振替（振込可能）
- UC ETCカードと合算請求可能

#### 割引額の計算方法

- 大口・多頻度割引の計算は、**頻度型(平日朝夕割引等)**や時間帯の割引適用後の料金に対して計算

### 申込み手続きについて

#### 必要書類

- ETCコーポレートカード利用申込書兼承諾書:1通
- 債務保証書:1通
- 連帯保証人の印鑑証明:1通
- 保証金預け入れ承諾書:1通
- 利用する車両の自動車検査証(写し):申込分
- ETC車載器セットアップ申込書・証明書(写し):申込分
- 預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書:1通
- 組合加入申込書:1通

#### 必要経費

- 発行手数料:カード発行1枚につき629円
- 年間手数料:カード貸与1枚につき629円(毎年4月1日)
- 保証金:応相談の上、一括及び積立にてお預り

## 平日朝夕割引 (頻度型割引)

### 大口・多頻度割引における平日朝夕割引の概要 (当月割引)

- 地方部区間(大都市近郊区間[東京・大阪近郊]以外)の対象区間を、1ヶ月間の対象走行回数に応じて割引率が変化するサービス
- 平日朝夕割引の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は大口・多頻度割引の対象外
- 月毎の割引対象となる利用回数が4回以下の場合にも、地方部最大100km相当分は大口・多頻度割引の対象外

対象区間	・東/中/西日本が管理する普通区間(地方部)の高速自動車国道及び一般有料道路		・宮城県道路公社の仙台松島道路
対象日	平日のみ ※休日は休日割引が適用(普通車以下)	対象車種	全車種
対象時間	6時～9時 又は 17時～20時 (ETC無線通信で入口または出口料金所を通過)		
距離制限	最大100km 走行分まで		
割引回数制限	ETCコーポレートカード1枚ごとでの単位で、朝、夕それぞれ最初の1回限り		
割引率・割引方法	割引率は、割引対象となる月間利用回数に応じて適用(料金所通過時は通常料金を表示)		
	対象走行回数	対象走行1回あたりの割引率	
	1回～4回	通行料金の 0%	
	5回～9回	通行料金の 30%	
	10回～	通行料金の 50%	
		※利用回数は、ETCコーポレートカード1枚ごとでの単位で利用回数がカウントされます ※割引方法は、割引額を差し引いて通行料金を請求します	

### 大口・多頻度割引の概要 (当月割引)

- ETCコーポレートカードには、大口・多頻度割引が自動的に登録
- ETCによる高速道路の1ヶ月の利用実績に応じて割引率が変化するサービス
- 割引率は、各道路会社及びカードごとに異なる
- 請求は、毎月の利用額から割引額を差し引いて請求

### 大口・多頻度割引適用道路の一例

- 東/中/西日本高速道路(株)の高速自動車国道の場合
- 東/中/西日本高速道路(株)の一般有料道路の場合  
京葉道路及び東京湾アクアライン、(※圏央道、新湘南バイパス及び伊勢湾岸自動車(東海JCT～飛島JCT))

車両1台の1ヶ月の高速道路の利用額	割引率
5,000円までの場合	0% (※0%)
5,000円を超え 10,000円までの場合	10% (※20%)
10,000円を超え 30,000円までの場合	20% (※30%)
30,000円を超える場合	30% (※40%)

#### 割引早見表

利用額/枚	割引額	割引率
5,000円	0円 (※0円)	0.0% (※0.0%)
10,000円	500円 (※1,000円)	5.0% (※10.0%)
20,000円	2,500円 (※4,000円)	12.5% (※20.0%)
30,000円	4,500円 (※7,000円)	15.0% (※23.3%)
40,000円	7,500円 (※11,000円)	18.8% (※27.5%)
50,000円	10,500円 (※15,000円)	21.0% (※30.0%)
60,000円	13,500円 (※19,000円)	22.5% (※31.7%)
70,000円	16,500円 (※23,000円)	23.6% (※32.9%)
80,000円	19,500円 (※27,000円)	24.4% (※33.8%)
90,000円	22,500円 (※31,000円)	25.0% (※34.4%)
100,000円	25,500円 (※35,000円)	25.5% (※35.0%)

※( )内は、ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率(令和7年3月末まで)

# UC ETCカード



## UC ETCカードの概要

- 組合が㈱クレディセゾンと業務提携し、組合が予め定める要件を満たされる組合員各位に貸与するETC専用カード

### カード作成車両の対象

- カード作成にあたっての名義の問題なし
- 車載器取付け車両1台につき、カード4枚まで ETCマイレージサービス登録可能

### 盗難・紛失補償付き【警察への届出義務あり】

- 損害補償期間は、届出日の前60日

### お支払い方法

- 毎月末日締め、翌々月6日の口座振替(振込可能)
- ETCコーポレートカードと合算請求可能

## 申込み手続きについて

### 必要書類

- UC ETCカード入会申込書:1通
- 債務保証書:1通
- 連帯保証人の印鑑証明:1通
- 保証金預け入れ承諾書:1通
- ETC車載器セットアップ申込書・証明書(写し):申込分
- 預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書:1通
- 組合加入申込書:1通

## 平日朝夕割引(頻度型割引)

### ETCマイレージサービスにおける平日朝夕割引の概要(翌月還元)

- 地方部区間(大都市近郊区間[東京・大阪近郊]以外)の対象区間を、1ヶ月間の対象走行回数に応じて変動する還元額(無料通行分)が、対象走行の翌月20日に付与されるサービス
- 還元額による走行の場合も、平日朝夕割引の対象。ただし、マイレージポイントの付与なし

対象区間	東/中/西日本が管理する普通区間(地方部)の高速自動車国道及び一般有料道路		宮城県道路公社の仙台松島道路
対象日	平日(祝日を除く)		対象車種
対象時間	6時~9時 又は 17時~20時 (ETC無線通信で入口または出口料金所を通過)		
距離制限	最大100km 走行分まで	割引回数制限	ETCカード単位で、朝、夕それぞれ最初の1回限り
割引率・割引方法	月毎の割引対象となる利用回数に応じて、下表の対象走行1回あたりの還元額を月毎に合計してご利用月の翌月20日にお付けします。		
	対象走行回数	対象走行1回あたりの還元額	
	1回~4回	通行料金の 0%相当額	
	5回~9回	通行料金の 30%相当額	
	10回~	通行料金の 50%相当額	
	※還元額は、ETCマイレージサービスの還元額として付与されます ※例えば月11回走行であれば、11回分全走行の通行料金(最大100km 相当分/回)の50%相当額が還元額となります		

### 必要経費

- 事務手数料: 毎月のETCカード利用額計の5%以上
- カード発行手数料: 0円
- カード保険料: 無料
- 保証金: 応相談の上、一括及び積立にてお預り

## ETCマイレージサービス

### ETCマイレージサービスの概要(翌月付与)

- ETCマイレージサービスは、自動的には登録されません
- ETCによる高速国道等の通行料金に応じてポイントが貯まり、そのポイントを還元額と交換いただけるサービス
- ポイントは走行月の翌月20日以降に付与
- ポイントが貯まる率は各道路会社及びカードごとに異なる
- 毎月の割引額は、還元額(無料通行分)を使用することで請求のない走行分の総額

### ポイントが付与され、還元額(無料通行分)が利用できる道路の一例

- 東/中/西日本高速道路㈱
- 本州四国連絡高速道路㈱ ◆ 宮城県道路公社

利用額/枚	交換単位	還元額(無料通行分)	割引率
10,000円	1,000ポイント	500円分	4.8%
30,000円	3,000ポイント	2,500円分	7.7%
50,000円	5,000ポイント	5,000円分	9.1%

## ETC請求書発行システム



### K-floccの概要(ASPサービス)

- 指定のURLから、組合員各位へ個別に付与するIDとパスワードを用いてログインし、出力したい請求書・明細書等のデータ(PDF及びCSV)のダウンロードが可能です。

### 利用可能なブラウザ

- ・推奨: Microsoft Edge ・ Google Chrome
- ・非推奨: Internet Explorer (IE)

### ダウンロードデータの内容

- 紙面での請求書発送はありません。
- 組合員向けサイト操作マニュアルを準備
- ETCコーポレートカード (4種類)
  - ・カードマスタ・使用車両マスタ・利用明細データ・カード別請求データ
- ETCクレジットカード (UC ETCカード: 3種類)
  - ・カードマスタ・利用明細データ・カード別請求データ

# 燃料(ガソリン・軽油)給油専用法人カードの事務代行業業

## AMSカード (ENEOS・COSMO・apollostation 共通利用)

### AMSカードの概要

- 1枚のカードで、ENEOS・COSMO・apollostationの3系列の90%のSSで利用できる給油カード

#### ご入会の対象

- 事務所または店舗を構えられている法人様のみ
- 帝国データバンクの与信調査50点以上

#### ガソリン・軽油は契約価格

- 高速道路内SSのみ契約価格と異なります
- 契約価格変更の際は都度ご案内 (FAX送信)

#### カードの利用限度額 (支払いまでの未決済残高を含む)

- 組合員様ごとに利用限度額を設定
- 利用限度額の超過後は、カードの追加申請不可

#### カードの給油上限【灯油は購入不可】

- ENEOSの給油上限
  - ・ガソリン200ℓ/回・かつ200ℓ/日
  - ・軽油500ℓ/回・かつ/800ℓ/日
- COSMOの給油上限
  - ・ガソリン200ℓ/回・軽油1,000ℓ/回
- apollostationの給油上限
  - ・なし

#### 盗難・紛失補償内容【警察への届出義務あり】

- 支払限度額30万円の一部/枚
- 届出日の前30日から後30日までの合計61日間

#### カードの有効期限

- 5年

### 申込み手続きについて

#### 事前申請

- カード発行の可否を事前に申請可能
- 確認項目は、会社名・代表者名・住所・電話番号・月間利用額・メーカー・油種・枚数

#### 必要書類

- 燃料共同購買基本契約書(AMSカード専用)・・・2通
- カード申込書(AMSカード)・・・1通
- 預金口座振替依頼書・・・1通

#### 必要経費

- 入会金・年会費・カード保険料：無料
- 再発行手数料：カード1枚につき 500円＋消費税

#### 申込み手続き終了後

- カードは申込書提出から約1ヶ月半で発行
- 当組合より、組合員様宛にカードを送付

#### お支払い方法

- 毎月末日締め、翌々月末日の口座振替  
※利用日【1日～末日】、請求書【翌月30日頃】、お支払い【翌々月末日】
- 3系列どのSSを利用しても1枚の請求書で一括精算

## ENEOSビジネスカード



### ENEOSビジネスカードの概要

- ENEOSサービスステーション専用の給油カード

#### ご入会の対象

- 法人様および個人事業主様
- 入会にあたっては、トヨタファイナンス㈱の厳格な与信調査  
※表示積載量4t以上の大型車両及び大型バスは発行不可

#### ガソリン・軽油は契約価格

- 高速道路内SSのみ契約価格と異なります
- 契約価格変更の際は都度ご案内(FAX送信)

#### カードの利用限度額 (支払いまでの未決済残高を含む)

- カード10枚以下で1社、50万円まで
- カード11枚以上で1社、枚数×5万円まで

#### 盗難・紛失補償内容【警察への届出義務あり】

- トヨタファイナンス㈱届出日の前60日から

#### カードの有効期限

- 7年後の入会月まで(自動更新)

### 申込み手続きについて

#### 必要書類

- ENEOS BUSINESSカード入会申込書・・・1通
- 法人の本人確認書類・・・1通
- 代表者またはお取引担当者の本人確認書類・・・1通

#### 必要経費

- 入会金・年会費・カード保険料：無料

#### 申込み手続き終了後

- カードは申込書提出から約1ヶ月で発行
- トヨタファイナンス㈱より組合員様宛に直接カードを送付

#### お支払い方法【ご選択可能】

- ①毎月末日締め、翌々月2日の口座振替
- ②毎月20日締め、翌月17日の口座振替  
※入会后、希望により口座振込でのお支払いも可

#### ご利用金額の確認

- 書面及びWeb(データをダウンロードし、加工・保存可)
- 会社合計・車両ごとの小計・利用年月日・利用店舗が確認可

# 兵庫県中小企業団体中央会の団体割引保険制度事業

兵庫県中小企業団体中央会では、中小企業の経営者が安心して事業を継続するため、また従業員の福祉向上に役立てていただくために、各種共済制度を実施しております。

兵庫県中小企業団体中央会の団体割引保険制度は、中小企業が各都道府県にある中央会の会員組合に加入することで利用できる権利の一つです。当組合は、兵庫県中小企業団体中央会の会員組合です。

事務手続きや集金は、兵庫県中小企業団体中央会と保険会社で行います。当組合の事務作業は、契約者の組合員資格の確認のみです。

## 組合員企業のメリット

組合に加入しているから受けられる割引 **最大58%割安!** (割引率は各商品、契約状況等に異なります)

共済商品	共済の内容	引受保険会社
特定退職金共済	人材の確保と定着のための従業員退職金準備。 契約者:企業 被保険者:従業員	大樹生命保険株式会社
オーナーズプラン <b>団体割引</b>	兵庫県中央会の会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)をご契約者とする生命保険契約です。 契約者:企業 被保険者:経営者	大樹生命保険株式会社
パートナーズプラン <b>団体割引</b>	兵庫県中央会の会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)に勤務する役員・従業員をご契約者とする生命保険契約です。 契約者:従業員個人 被保険者:従業員個人	大樹生命保険株式会社
ビジネスJネクスト <b>団体割引</b>	従業員の業務上のケガの補償を割安な保険料で準備。 契約者:企業 被保険者:経営者・従業員	三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償制度 <b>団体割引</b>	従業員のケガの補償と企業への賠償補償で労災リスクにダブルで備えます。 契約者:企業 被保険者:経営者・従業員	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社
ビジネス総合保険 <b>団体割引</b> (事業活動包括保険)	施設や業務作業中、仕事の結果や生産物などにまつわる、さまざまな賠償リスクを1つの保険で補償します。 契約者:企業 被保険者:企業	三井住友海上火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
海外PL保険 <b>団体割引</b>	損害賠償や弁護士費用の補償に加え、海外における訴訟の示談交渉もお任せください。	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
取引信用保険	取引先の倒産などによる回収不能債権を補償し、保険会社が与信管理をサポートします。 契約者:企業 被保険者:企業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京海上日動火災保険株式会社
所得補償制度 <b>団体割引</b>	自営業(フリーランス)の皆様が、万が一休業した際に就業不能期間の所得を補償します。 契約者:経営者またはその配偶者、従業員個人またはその配偶者 被保険者:契約者本人 最長満70歳迄補償する団体長期所得補償(GLTD)の取り扱いもございます	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
サイバーリスク・情報漏えい総合補償プラン <b>団体割引</b>	サイバーリスクにともなう様々な損害に対応します。 契約者:企業 被保険者:企業	三井住友海上火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
自動車共済	共済だから割安な保険料で車の事故に備えます。 契約者:企業・個人 被保険者:企業・個人	募集人:兵庫県共済協同組合 引受団体:西日本自動車共済協同組合
自動車事故費用共済 (まごころ共済)	自動車事故の際に、相手方のケガに対する見舞金を示談に関係なくお支払い。 契約者:企業・個人 被保険者:企業・個人	兵庫県共済協同組合
火災保険	共済の割安な保険料と、多彩なプランで火災・自然災害に備えます。 契約者:企業・個人 被保険者:企業・個人	兵庫県共済協同組合
小規模企業共済	国がつくった安心・確実な「経営者のための退職金制度」です。 契約者:企業 被保険者:経営者	独立行政法人中小企業基盤整備機構
倒産防止(経営セーフティ)共済	取引先の倒産の際に中小企業の皆様に迅速に資金をお貸しする共済制度です。 契約者:企業 被保険者:企業	独立行政法人中小企業基盤整備機構

# 組合概要



## ■所在地

### 【本部／総務・経理部】

〒665-0034 兵庫県宝塚市小林2丁目10-4 サンパレス21小林1F  
TEL. 0797-73-0816 (代表) FAX. 0797-26-6560

### 【ETC・燃料カード事業部】

〒665-0034 兵庫県宝塚市小林2丁目10-4 サンパレス21小林1F  
TEL. 0797-26-6503 FAX. 0797-26-6504

### 【外国人就労者受入事業部（監査指導課・支援業務課・日本語教育課）】

〒665-0034 兵庫県宝塚市小林2丁目10-4 サンパレス21小林2F  
TEL. 0797-26-7208 FAX. 0797-73-0817

### 【日本語学習センター】

〒665-0034 兵庫県宝塚市小林2丁目6-12 小林駅前ビル3F

### 【関東支部】

〒231-0033 神奈川県横浜市中区長者町2丁目5-18 ピアセントラルビル603号  
TEL. 045-306-9100 FAX. 045-306-9101

## ■E-Mail

center@kouiki-info.or.jp

## ■営業時間

平日 午前9時30分から午後5時30分

## ■代表者

代表理事 播磨 弘樹

## ■設立日

1995年（平成7年）7月28日

## ■出資1口

金1,000円（年会費・月会費 なし）

## ■出資金

金2,412,000円

## ■加入要件

下記①～③のすべてを満たすものが、協同組合に加入する（組合員となる）ことができます

- ① 中小企業（個人事業主も含む）であること
- ② 加入の申し込みが理事会により承認されたもの
- ③ 出資金（1,000円）の払込が完了したもの

## ■事業利用

組合員1,844社 + 賛助会員2,323社 = 合計4,167社

## ■認可省庁

内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・近畿財務局長・近畿地方環境事務所長・大阪国税局長・  
兵庫県知事（7行政庁）

## ■認可地区

青森県を除く46／47都道府県

## ■事業内容

- ① 外国人技能実習生受入れのための監理団体事業（2004年3月から事業開始）
- ② 生活者としての外国人のための日本語教育事業（2007年7月から事業開始）
- ③ 1号特定技能外国人受入れのための登録支援機関事業（2019年4月から事業開始）
- ④ 高速道路料金支払専用法人ETCカードの共同精算事業（2003年3月から事業開始）
- ⑤ 燃料（ガソリン・軽油）給油専用法人カードの事務代行業（2006年10月から事業開始）
- ⑥ 兵庫県中小企業団体中央会の団体割引保険制度事業（2011年7月から事業開始）
- ⑦ 組合員の福利厚生に関する事業（2003年6月から事業開始）

【令和6年4月30日現在】